

岡崎市監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施した定例監査等の結果は、別紙のとおりである。

令和4年3月29日

岡崎市監査委員	岡 島	讓
同	長谷川	龍 伸
同	小木曾	智 洋
同	鈴 木	英 樹

# 定 例 監 査 の 結 果

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

## 2 監査の対象

環境部 環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課、ごみ対策課、清掃施設課、  
総合検査センター

## 3 監査の実施期間

令和3年9月29日～令和4年3月29日

## 4 監査の対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

## 5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

## 6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

## 7 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

## ごみ対策課

- 1 粗大ごみ処理手数料の徴収事務において、手数料を納付券により徴収することについて規則等で定めておらず、また、指定店による納付券の買取り方式について委託契約書で明確に定めていなかったため、適正な処理をされたい。
- 2 生ごみ減量化促進補助金の交付事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な処理をされたい。
  - (1) 生ごみ減量化促進補助金交付要綱第6条第1項に規定された交付申請期日を過ぎた申請に対し補助金を交付していた。
  - (2) 補助金額の算定基礎となる生ごみ処理機器の購入価格の確認が十分に行われていないものがあった。
- 3 ガラス工芸品の管理及び売払いに係る事務について、販売業者による販売店在庫数の実績報告に誤りが見受けられ、これら報告についての確認も十分に行っていないなど在庫数の管理が十分に行われていなかったため、適正な処理をされたい。

## 清掃施設課

家電再商品化運搬処理業務について、委託契約時の処理対象台数と業務完了時に受注者が提出した処理実績台数に差異があったにもかかわらず、契約の変更等必要な措置をとらなかったため、台数確認の徹底を含め適正な処理をされたい。